

相続に関する相談事例 ～取引相場のない株式等の評価方式の見直し～ その1

今回からシリーズで、相続に関する相談事例について解説します。第1回目は、取引相場のない株式等の評価方式の見直しについての解説です。

会計検査院による令和5年度決算検査報告で、取引相場のない株式等の評価方法について、以下のような検査報告がされていました。

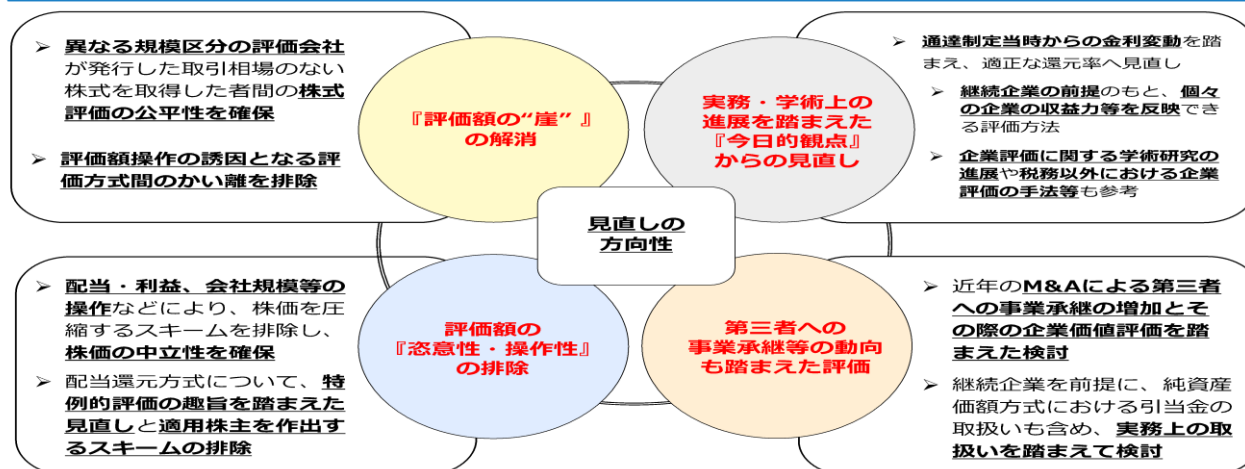
- ① 異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要。
- ② 原則的評価方式において各評価方式の間で評価額にかい離が生じていることにより、類似業種比準価額を適用する割合がより高くなる規模の大きな区分の会社ほど評価額が相対的に低く算定されることになり、この状況は評価通達の改正等の影響により拡大したと史料される。

このような状況は、取引相場のない株式では各評価方式による評価額が同水準となることが必ずしも予定されていないことを考慮したとしてもなお、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと史料される。

また、配当還元方式の還元率は、社会経済の変化に応じたものとはなっておらず、評価の安全性を考慮しているものであるとしても、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがある。このため、これに基づいて算定される評価額は通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがあると思料される。

国税庁は「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を令和8年4月20日に開催し、取引相場のない株式等の評価方法の見直しについて議論を開始しました。公表された会議資料によると、評価方法の見直しの方向性について4つの観点から検討することとしています。

検査院の指摘を踏まえ、取引相場のない株式の評価に関する諸問題へ対応するため、**相続税法の時価主義の下、次の4つを基本的な観点として、評価方法について幅広く検討**を行ってはどうか



未確認情報ですが、取引相場のない株式等の評価方式の見直しについての有識者会議は全9回を予定。

- ・次回は5月11日、次々回は6月4日
- ・夏までに意見を取りまとめる
- ・令和9年4月にパブコメ公表見込み
- ・令和9年夏に改正通達発遣見込み
- ・令和10年から適用開始

なお、現在の有識者会議は通常の株式評価の改正（国税庁管轄）のみを対象としており、事業承継税制に関する議論は別（財務省管轄）だそうです。

（文責：山本和義）